

平成 29 年度 飛騨市暮らしに役立つ補助制度

H29.5.19 更新



飛騨市では「元気で、あんな、誇りの持てる ふるさと飛騨市」を実現するため、皆さまの暮らしに役立つ補助制度を設けています。

各制度の詳細な内容は、担当課までお問い合わせください。

補助制度は飛騨市ホームページでもご覧いただけます

URL <http://www.city.hida.gifu.jp/>
「トップページ」>「市民の方へ」



定住支援サイト「マイホームタウンひだ」開設しました

URL <http://www.city-hida.jp/life/>



1. 子ども

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
1	入園・入学準備品 支援事業補助金	子育て世代の経済的負担軽減・子育て環境の充実を図るため、入園、入学を迎える子を持つ市内の保護者に対し、入園・入学の準備品にかかる費用を助成します。	【交付対象者】5月1日現在において本市に住所を有する次のいずれかに該当する保護者。 ①市内に住所を有する年少児として保育園等入園の認定があった園児又は小学校、中学校、高等学校、高等専門学校又は高等専修学校若しくは特別支援学校の小学部、中学部又は高等部の第1学年の保護者 ②市内中学校又は特別支援学校中学部を卒業した高等学校、高等専門学校、高等専修学校又は特別支援学校高等部の第1学年の保護者	(交付対象児・上限額・対象品目) ○年少児・1万円 スモック・体操服類・お昼寝用布団・通園バックなど ○小学校等1年生・2万円 体操服類・上履き・ランドセルなど ○中学校等1年生・6万円 制服類・体操服類・体育館シューズ・通学カバンなど ○高等学校等1年生・3万円 学校指定の教科書、副教材、辞書	子育て応援課 0577-73-2458
2	子ども予防接種費 助成事業	次世代を支える子どもを病気から守り、子どもの健康維持及び健やかな成長を支援することを目的に2種類(おたふくかぜ・季節性インフルエンザ)の任意予防接種費用の一部を助成します。	【おたふくかぜ】 ・1歳～中学3年生 【季節性インフルエンザ】 ・妊婦 ・生後6ヶ月～中学3年生 いずれも接種当日、本市に住所がある方	【助成回数・助成額】 おたふくかぜ1回・2,700円/回 季節性インフルエンザ2回まで・2,200円/回	市民保健課 0577-73-2948
3	母乳育児相談費 助成事業	健やかな子育てを支援するため、母乳育児相談にかかる費用の一部を助成します。	市内に住所を有する1歳未満児の母親	受診票7枚を交付	市民保健課 0577-73-2948
4	新生児聴覚検査費 助成事業	聴覚障害を早期発見するため、検査費用の一部を助成します。	市内に住所を有する保護者が出産した新生児	3,700円/回	市民保健課 0577-73-2948
5	飛騨市育英基金 貸付制度	教育の機会均等のため、能力があるにもかかわらず経済的理由により就学が困難な方に、奨学金を無償で貸与することにより、市の将来を担う人材育成を図ります。	①保護者等が、市内に住所を有し、かつ市税等の滞納がない方 ②学業成績が優秀な方 ③世帯の所得が基準以下の方 ④高等学校以上の学校に在学している方 ⑤選考委員会により選考された方	【貸付期間】当該学校の正規の修業年限 【貸付月額】高校等は2万円以内 大学(短期大学及び大学院含む。)、高等専門学校及び専修学校は5万円以内	教育委員会 教育総務課 0577-73-7493
6	給付型奨学金制度	要保護、準要保護世帯等の低所得者における給付型奨学金制度により、誰もが将来にわたり意欲を持って勉学に励み就業に迎える環境を整えます。	①貸付時点において世帯の課税所得が200万円未満の世帯に属し、認定委員会で認定された方	○卒業後、地元就職した方(全額給付) ○卒業後、地元就職しない方(半額給付)	教育委員会 教育総務課 0577-73-7493

2. 妊婦・出産

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
7	妊婦一般健康 診査費助成事業	お母さんと赤ちゃんの健康と安全な出産のため、妊婦の定期健診費用の一部を助成します。	市内に住所を有する妊婦	妊婦一般健康診査費 14 回分の助成	市民保健課 0577-73-2948
8	妊婦歯科健診費 助成事業	妊婦の歯周病を早期発見するため、歯科健診費用の一部を助成します。	市内に住所を有する妊婦	歯科健診費 3,500 円の助成 (個人負担 500 円あり)	市民保健課 0577-73-2948
9	妊婦通院費 助成事業	通院にかかる負担を軽減するため、通院費の一部を助成します。	次の要件を全て満たす方 ① 出産のため医療機関等に 7 回以上通院していた方 ② 申請日現在、市内に 1 年以上住所を有し、引き続き市内に居住される意思を持つ方	【限度額】5 千円～2 万円 (条件によって助成額が異なりますので、詳細は右記担当課へ)	市民保健課 0577-73-2948
10	産婦 1 か月健診 助成事業	産婦 1 か月健診の負担軽減のため、費用の一部を助成します。	市内住所を有し、産婦 1 か月健診を受診された方	【限度額】3,000 円	市民保健課 0577-73-2948
11	特定不妊治療費 助成事業	特定不妊治療（体外受精顕微授精、男性不妊手術）の負担軽減のため、費用の一部を助成します。	特定不妊治療を受けた方で下記を全て満たす方 ① 婚姻届を出している夫婦の方 ② 医療保険に加入している方	【限度額】30 万円/回 1 年度あたり 3 回を限度 (通算 5 年間、通算 10 回まで) 男性不妊手術 30 万円/回	市民保健課 0577-73-2948
12	一般不妊治療費 助成事業	一般不妊治療の負担軽減のため、費用の一部を助成します。	一般不妊治療を受けた方で下記を全て満たす方(男性不妊治療含む) ①婚姻届を出している夫婦の方 ②医療保険に加入している方	自己負担の 1/2 【限度額】5 万円/年 (通算 2 年間)	市民保健課 0577-73-2948
13	不育症治療費 助成事業	不育症治療の負担軽減のため、費用の一部を助成します。	不育症治療を受けた方で下記を全て満たす方 ①婚姻届を出している夫婦の方 ②医療保険に加入している方 ③指定する専門医療機関で治療等された方	自己負担の 1/2 【限度額】30 万円/回	市民保健課 0577-73-2948
14	不妊・不育治療 通院費助成事業	特定不妊・不育治療の通院にかかる負担を軽減するため、通院費の一部を助成します。	飛騨市不妊治療費助成金条例・飛騨市不育症治療費助成金条例により、助成対象となった治療を受けるために通院された方	15,000 円/1 申請 (年 3 回まで)	市民保健課 0577-73-2948
15	大人の風しん ワクチン予防接種 費用助成事業	生まれてくる赤ちゃんを「先天性風疹症候群」から守ることを目的として予防接種（任意予防接種）費用の一部を助成します。	① 妊娠を希望する女性で風しん抗体価の低い方 ② 妊婦（風しん抗体価が低い方）の夫で風しん抗体価が低い方 ※①②とも過去に風しんの予防接種を受けた方と風しんに患ったことのある方は除きます。	助成回数と助成額 【上限】8,000 円/回 1 人につき 1 回限り	市民保健課 0577-73-2948

3. 医療・高齢福祉

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
16	いきいき健康増進 事業	高齢者等の健康増進や自立した生活の支援を目的とし、温浴施設・タクシー・福祉有償運送・鍼灸マッサージ治療院の利用料金の一部を助成します。	次のいずれかに該当する方 ・満 70 歳以上の方 ・身体障害者手帳の交付を受けた方 ・療育手帳の交付を受けた方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方 ・要介護、または要支援と認定された方	年間 100 円×45 枚 年度中に 1 回のみ	地域包括ケア課 0577-73-6233
17	がん検診推進事業	がん検診の受診促進を図り、がんの早期発見と正しい健康知識の普及浸透を図ります。	検診年度 4 月 1 日に下記の各年齢に達した方が対象 子宮頸がん検診 20 歳 乳がん検診 40 歳 胃がん検診 40・45・50 歳	対象者の方へ受診クーポン券を送付します (クーポンにより、自己負担分が無料)	市民保健課 0577-73-2948

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
18	骨髄移植ドナー助成事業	ドナー登録者が骨髄移植のために仕事を休まなければならない検査通院や入院に対して助成することでドナー登録の普及を図ります。	日本骨髄バンクが実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業による移植用骨髄等の提供者（ドナー登録者）	認定施設への通院・入院に要する経費 【上限】 1日当たり2万円、最長7日間	市民保健課 0577-73-2948

4. 仕事

(1) 農林業

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課														
19	野生動物侵入防止施設補助金	野生動物侵入防止柵等の設置にかかる補助を行うことで、農作物等への被害を軽減し、農地等の適切管理を行います。	補助金交付対象事業を実施できる個人、法人または団体	施設購入費の1/2以内 【限度額】10万円(個人) 200万円(法人又は団体)	農業振興課 0577-73-7466														
20	狩猟者育成事業補助金	有害鳥獣を捕獲する後継者の育成を促進することで有害鳥獣対策の体制の強化を図ります。	新たに第1種銃猟免許を取得し、有害鳥獣捕獲に協力する意志のある方	取得経費の1/1以内 【限度額】新規取得者50万円	林業振興課 0577-62-8905														
21	がんばる農業応援事業費補助金	農業所得の向上を目指す市内農業従事者が行う新たな取組、規模拡大に要する経費を補助します。	前年度所得の過半を農業所得が占め、交付申請時の満年齢が65歳未満の市内農業従事者または、農業者の組織する団体	対象経費の1/3以内 【限度額】100万円	農業振興課 0577-73-7466														
22	小規模基盤整備事業補助金	小さな圃場を合わせて、大きな区画とすることで農作業の高効率化、生産性の向上を図るために行う小規模基盤整備工事の一部を補助します。	施行面積 ・中山間協定農用地に該当する場合 施工面積10a以上 ・中山間協定農用地に該当しない場合 施工面積20a以上	①補助率 ・中山間協定農用地の場合 3/4 ・地域の担い手の場合 3/4 ・地域の担い手以外の耕作者 1/2 ※対象となる事業費に上限があります。 ②補助対象事業費の上限 【10a】 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>農地勾配</th> <th>対象事業費の上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0~1/100</td> <td>216,000円</td> </tr> <tr> <td>1/100~1/80</td> <td>409,000円</td> </tr> <tr> <td>1/80~1/60</td> <td>460,000円</td> </tr> <tr> <td>1/60~1/40</td> <td>556,000円</td> </tr> <tr> <td>1/40~1/20</td> <td>774,000円</td> </tr> <tr> <td>1/20~</td> <td>1,558,000円</td> </tr> </tbody> </table>	農地勾配	対象事業費の上限額	0~1/100	216,000円	1/100~1/80	409,000円	1/80~1/60	460,000円	1/60~1/40	556,000円	1/40~1/20	774,000円	1/20~	1,558,000円	農業振興課 0577-73-7466
農地勾配	対象事業費の上限額																		
0~1/100	216,000円																		
1/100~1/80	409,000円																		
1/80~1/60	460,000円																		
1/60~1/40	556,000円																		
1/40~1/20	774,000円																		
1/20~	1,558,000円																		

(2) 就職（全般）

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
23	就職奨励金	市内企業における雇用の確保を図る目的で市内の事業所に就職(学卒・UIターン就職者)された方に対し、奨励金を支給します。	次のいずれかを満たし、市内事業所に1年以上常用労働者として勤務し、引き続き本市民である意思を持つ方(対象外の業種があります) ①学卒者等就職者…中学校、高等学校、大学、各種学校及び職業訓練所を卒業又は中退後、3年以内に飛騨市民として就職した方 ②UIターン就職者…飛騨市に転入と就職を1年以内に行い、就職時の年齢が満45歳以下の方	①学卒者等就職者 7万円 ②UIターン就職者 5万円	商工課 0577-62-8901

(3) 起業・事業改善・拡大

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
24	起業化促進補助金	本市を拠点とし、新たに起業する方に対し、起業化計画に基づいた事業費用を助成することで市内の産業経済の活性化を図ります。	飛騨市を拠点として新たな事業を創業・起業する個人、中小企業者、NPO法人等で起業化計画の認定を受けた方。ただし、補助金の交付を受けた日から3年間は当該事業活動を行うと共に、その活動を第三者に譲渡又は転貸してはいけません。 ※市税等に未納がないこと。 ※農業、林業、漁業を主たる事業とする方、フランチャイズ経営の場合等、一部対象外事業があります。 ※起業化計画の認定 事業開始前（備品購入前、建物修繕前）に支援機関（商工会、金融機関等）と相談し、起業化計画書を作成の上、市に提出します。市にてその内容の審査を行い認定の可否を決定いたします。	【起業化促進補助金】 起業に必要な直接経費及び付帯経費の2/3もしくは1/5以内で上限100万円 ※飛騨市における都市計画法に基づく用途地域の内、「商業地域」「近隣商業地域」で起業する場合は、上限額を50万円上乘せ 【店舗等賃借料補助事業】 店舗等の賃借料を対象経費とし、1/3以内に相当する額を開業後の24ヶ月間（店舗等が住宅を兼ねる場合は補助率1/5以内） ※年度における上限額は20万円で、複数年度にまたがる場合は合計40万円まで	商工課 0577-62-8901
25	勤労者生活安定資金融資制度	市内居住の勤労者に生活安定資金（調達が一時的に困難な資金）を融資することで生活安定を図り、住民福祉の向上を図ります。	次の要件を全て満たす方 ①1年以上市内に居住している勤労者で、同一事業所に1年以上継続勤務している20歳以上の方 ②前年収入が150万円以上400万円以下で自営業者でない方 【資金使途】教育・医療・介護・出産・育児・自動車関係資金	【融資限度額】200万円以内/世帯 【償還期間】①教育 15年以内 ②医療・介護・自動車 10年以内 ③出産・育児 5年以内 【利率等】 ・東海ろうきんの店舗表示金利より0.3%引き下げ ・保証料は東海ろうきんが全額負担 ・担保不要	商工課 0577-62-8901
26	小口融資制度	中小企業向けの当該融資制度は、保証料補給や緊急景気対策として利子補給の実施等により利用しやすい制度設計にて、事業の経営安定、資金繰りの円滑化を図ります。	【小規模企業融資】 市内で1年以上同一事業を営む、従業員20人以下の会社及び個人 （商業・サービス業を営む場合は5人以下、政令指定業種は20人以下） 【小口融資】 市内で1年以上同一事業を営む、従業員20人以下の会社及び個人	【小規模企業融資】限度額1,250万円 ただし、既存融資分の信用保証協会保証付き融資残高との合計で1,250万円以内 融資利率 0.8% 償還期間 8年以内 【小口融資】限度額1,250万円 ただし、既存融資分の信用保証協会保証付き融資残高との合計で2,000万円以内 （市小規模企業融資、市小口、県小口、協会小口は合わせて1,250万円以内） 融資利率 1.1% 償還期間 8年以内 【利子補給】 融資実行日から3年間、支払った利子の全額補給を受けることができます。 【保証料補給】 支払った信用保証料の1/2以内に相当する金額の補給を受けることができます。	商工課 0577-62-8901

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
27	中小企業経営安定資金融資制度	経済環境の変化により、経営を圧迫されている個人、法人の経営安定を目的としています。諸経費支払など、事業に必要な資金の融資を行います。	次の条件を満たすことが必要です。 ・個人…市内に住み、住民登録をしている方。 ・法人…本社が市内に登録してある事業所 ・市内で1年以上継続して事業を営む方 ・市税を完納している方 ・岐阜県信用保証協会の次のいずれかの保証の承諾を受けることができる方（普通保証、無担保保証、経営安定関連特別保証、借換保証、経営力強化保証） ・次のいずれかに該当する方 1.最近3ヶ月間の売上高が前年同期比で5%以上減少 2.直近の単年度決算で欠損が生じている 3.セーフティネット認定（2号～8号）を受けている	【融資概要】 限度額 3,000万円 融資利率 1.3% 償還期間 運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 【利子補給】 融資実行日から3年間、支払った利子の1/2に相当する金額の補給を受けることができます。	商工課 0577-62-8901
28	マル経融資に対する利子補給制度	商工会議所、商工会の経営指導の中で経営改善が求められ、当該融資を実施する小規模事業者に対し、利子補給により、さらなる資金繰りの円滑化を図ります。	㈱日本政策金融公庫から小規模事業者経営改善資金融資を受けた小規模事業者 ※市内で農林漁業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く）、金融・保険業以外の業種の事業を1年以上営む、従業員20人以下（商業・サービス業を営む場合は5人以下）の会社及び個人 ※市税を完納している中小企業者 ※融資にあたり市内商工会議所・商工会の会員で経営指導を受けていることが必要	【融資概要】 限度額 2,000万円 融資利率 日本政策金融公庫が定める利率 償還期間 運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 【利子補給】 融資実行日から3年間、支払った利子の1%に相当する金額の補給を受けることができます。	商工課 0577-62-8901
29	岐阜県I・O・T等導入・経営合理化資金等利子補給制度	市内の施設、設備の設置及び工場の新設・拡張を行い、事業活動の合理化および効率化等を図る事業者又は市内事業者の雇用の確保を推進している事業者が金融機関より借り入れた必要な事業資金の支払利子に対し、利子補給を実施することにより、その事業者及び地域の活性化を図ることを目的とします。	次の条件を満たすことが必要です。 ・市内に住所を有する個人又は市内に本社、事業所を有する法人又は組合 ・市税等を滞納していない者 ・岐阜県中小企業振興支援資金融資制度要綱（以下、「要綱」という。）に基づいて行われるI・O・T等導入・経営合理化資金等に係る資金融資の実行を受けた者。ただし、雇用支援資金の利用においては市内事業所の雇用について要綱の内容を満たす者。 ・資金使途については、運転資金は市内の拠点施設における事業活動資金であること、設備資金は市内の施設、設備の設置及び工場の新設、拡張を行うための資金であること。	【利子補給】 融資実行日から3年間、支払った利子の1/2に相当する金額の補給を受けることができます。（上限100万円）	商工課 0577-62-8901
30	中心市街地店舗拡大促進補助金	飛騨市を拠点とし、現在事業を行っている店舗とは別に新たな店舗を中心市街地に開設しようとする者を支援し、飛騨市の経済の活性化を図ります。 ※中心市街地とは、市が定める商業地域を指します	飛騨市に拠点を置き、既存事業を規模拡大するため新たに新店を出す個人、中小企業者、NPO法人等で新規出店計画の認定を受けた方。ただし、補助金の交付を受けた日から3年間は当該事業活動を行うと共に、その活動を第三者に譲渡又は転貸してはいけません。 ※市税等に未納がないこと。 ※農業、林業、漁業を主たる事業とする方、フランチャイズ経営の場合等、一部対象外事業があります。 ※新規出店計画の認定 事業開始前（備品購入前、建物修繕前）に支援機関（商工会、金融機関）と相談し、新規出店計画書を作成の上、市に提出。市にてその内容の審査を行い認定の可否を決定いたします。	【新店舗出店支援補助事業】 新店舗出店に必要な直接経費の補助 補助対象経費の2/3以内に相当する額 上限額100万円 【店舗等賃借料補助事業】 事業拠点となる店舗等の賃借料を対象経費とし、1/3以内に相当する額を開業後の24ヶ月間補助。ただし、店舗等が住宅を兼ねるような場合、補助率1/5以内。（年度における上限額は20万円で、複数年度にまたがる場合は合計で40万円が上限となります）	商工課 0577-62-8901

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
31	飛騨市店舗リニューアル補助金	市内商店等の魅力ある店舗づくりを促すことで、お客様の満足度を向上させ、商業の活性化とにぎわいの創出を図ることを目的とします。	<p>[対象店舗]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で1年以上営業している直接顧客と対面する商売をおこなう小売業、飲食業及びサービス業 <p>[対象者]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する個人又は法人 ・過去3年間に起業・空き店舗活用・創業支援等にかかる市の支援制度を受けていないこと。 ・市税等滞納がないこと。 ・周辺と調和のとれた街並み景観の形成（飛騨市都市景観条例の規定を順守）に努めること。 <p>[対象工事]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に接客に要する店舗部分の改造、改装に要する経費（備品購入や設備、門扉や外構は除く。）とし、市が認める範囲。 ・リニューアル工事費用が30万円（消費税抜き）以上であること。 ・市内に本社もしくは支店・営業所を有している法人又は、市内に住所を有する個人事業主が施工するリニューアル工事であること。 	補助対象工事費の1/3以内とし、限度額100万円（ただし、市が認める宿泊業については上限150万円とする）。	商工課 0577-62-8901
32	飛騨市展示会等出展補助金	販路開拓に意欲的に取り組む市内商工業者を支援するため、他企業との商談や新しい顧客の発掘に挑み、全国市場への足がかりを積極的に探し出そうとする意欲ある事業者を応援します。	市内にて1年以上経営する店舗又は事務所を有する商工業者（個人の場合は飛騨市民であること）等で、次の条件をすべて満たしている事業者 <ul style="list-style-type: none"> ・市税を完納していること。 ・販売する商品などが公序良俗に反しないこと。 	<p>県外で行われる会場費が必要な展示会や商談会等の出展に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会場費（会場借上料、出展小間料） ・出展に必要な装飾工事、電気工事及び機器等のレンタル経費 ・出展する催事規模に相応する広告宣伝費 <p>10万円以上の事業で補助対象経費の1/2以内（上限30万円、下限5万円）</p>	商工課 0577-62-8901
33	飛騨市インターネット環境整備補助金	優れた商品や製品を広く周知させるため、インターネットを活用した商品販売や自社のPRを行い、全国市場への足がかりを積極的に探し出そうとする意欲ある事業者を応援します。	市内にて1年以上経営する店舗又は事務所を有する商工業者（個人の場合は飛騨市民であること）等で、次の条件をすべて満たしている事業者 <ul style="list-style-type: none"> ・市税を完納していること。 ・販売する商品などが公序良俗に反しないこと。 	<p>インターネット環境整備に要する下記の費用で市が認める範囲とする。ただし、機器に関する費用は対象外。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの新規作成 ・ホームページのリニューアル経費（外国語対応など何らかの機能強化を原則とする） ・インターネット上に商品の販売サイトを構築する経費 <p>10万円以上の事業で補助対象経費の1/2以内（上限30万円、下限5万円）</p>	商工課 0577-62-8901
34	飛騨市無線通信機器環境整備補助金（公衆無線LAN）	公衆無線LANを整備し、商店へのお客様や外国人観光客など多くの方々に無料でインターネットをご利用いただける環境を整えることで、商業活性化を図ります。特に飛騨市内の商店街や観光客が訪れるエリアでは、どこでもインターネットが利用できる環境を目指すものです。	市内にて1年以上経営する店舗又は事務所を有する商工業者（個人の場合は飛騨市民であること）等で、次の条件をすべて満たしている事業者 <ul style="list-style-type: none"> ・多くの方にご利用いただけると市が認める場所であること。 ・市税を完納していること。 	<p>観光客又は来客者の利便性向上のための無線通信機器環境整備に必要な下記費用で市が認める範囲とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信機器の購入 ・接続に必要な電気工事等 ・導入にかかる初期投資経費 <p>10万円以上の事業で補助対象経費の1/2以内（上限30万円、下限5万円）</p>	商工課 0577-62-8901

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
35	飛騨市新商品開発補助金	飛騨市ならではの土産品、工芸品などになりうる新商品を積極的に開発し販売しようとする事業者を支援することで、更なる商業の活性化を図ります。	市内にて1年以上経営する店舗又は事務所を有する商工業者（個人の場合は飛騨市民であること）等で、次の条件をすべて満たしている事業者 ・農林水産加工品、工芸品等の新商品開発者として市が認める者であること。 ・新商品の販売者（予定者）であること。 ・市税を完納していること。	新たに製造し販売を予定する農林水産加工品、工芸品等商品の開発研究費に必要となる下記の経費で市が認める範囲とする。 ・原材料費 ・アドバイザー経費 ・加工委託料 ・成分分析費 ※パッケージデザイン料、広告料等は対象外 補助対象経費の1/2以内（上限10万円）	商工課 0577-62-8901
36	買い物弱者支援事業補助金	買い物困難地区に対し、生鮮食料三品及び日用品をあらかじめ巡回コースと時間を設定し移動販売を行う事業者に補助を行うことにより、買い物弱者の買い物機会の確保を目的とします。	次の要件を満たす事業者 ・市内に事務所又は事業所を有する法人又は個人事業主 ・買い物困難地区に週1回以上移動販売を定期的に行うもの ・冷蔵設備を有する移動販売用自動車を使用して行うもの ・移動販売にかかる関係法令を遵守するもの	・運行経費（燃料費・人件費・車検費・修繕費）の一部を補助 【限度額】 40万円 ・車両購入、改造費の1/3を補助 【限度額】 100万円	地域包括ケア課 0577-73-6233

(4) 雇用者

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
37	市民雇用奨励金	市内事業所での雇用を促進するため、市民を雇用した事業所へ奨励金を支給します。	次の要件を満たす者を、1年以上常用労働者として雇用した事業主（対象外の業種があります） ①学卒者等就職者 中学校、高等学校、大学、各種学校及び職業訓練所を卒業又は中退後、3年以内に飛騨市民として就職した方 ②U1ターン就職者 飛騨市に転入と就職を1年以内に行い、就職時の年齢が満45歳以下の方	対象労働者 1人につき10万円	商工課 0577-62-8901
38	インターンシップ支援事業補助金	学生の就労体験（インターンシップ）を受け入れる事業者を支援することで、将来の飛騨市を担う若者の地元への就職及び定住を促進します。	【対象となる方】 ・市内に事業所を有する個人又は法人で、実習生とは雇用関係にないこと。 ・市税等に未納がなく、市内の事業所等で実施するものであること。 【対象となる経費】 インターンシップを実施し、事業者が負担する滞在費など以下について補助する。 ・市内の賃貸住宅等の家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料及びハウスクリーニング料。（ただし、事業者が自ら所有する社宅や社員寮は除く） ・市内施設の宿泊料 ・その他特に市長が必要と認めたもの	補助対象経費の1/3以内、1,000円未満切捨て 1回の申請につき、60日を限度	商工課 0577-62-8901

(5) 医療・介護

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
39	介護職員初任者研修費助成事業	市外で開催される介護職員初任者研修を受講し市内の介護サービス事業所等に就職した方に受講費の一部を助成します。	市内に住所を有している方 市税を滞納していない方 研修修了後6ヶ月以内に市内の介護サービス事業所等へ勤務する方	受講費用の1/2 【限度額】50,000円	地域包括ケア課 0577-73-6233
40	シニア介護職就職奨励金事業	シニア層の方々が人手不足の市内介護事業所で働くことを奨励し、求められる人材として日々持ちを持って働くことで、自らの介護予防にもつなげながら、シニア層の介護就業促進を図ります。	60歳代で市内の介護事業所・養護老人ホームへ介護職員として就職（雇用保険適用者、社会保険適用者として）した方（事務や送迎員等は除く。） ※介護職員経験介護職員未経験者又は介護職員経験者で介護職員として再就労するまで6ヶ月就労していなかった方 ※申請時点で飛騨市内の事業所に3ヶ月以上雇用されており、その後1年以上は同事業所に配属される見込みのあること	奨励金5万円（社会保険適用者） 3万円（雇用保険適用者）	地域包括ケア課 0577-73-6233
41	医師養成資金貸与事業	本市の開設する医療機関等の医師を確保し、安定的な医療を提供します。	医学部医学科に在籍する学生で、将来本市の開設する医療機関等で内科、外科、整形外科、小児科等の医師として勤務しようとする者	入学時 30万円 修学期間中 月20万円 貸与期間 6年を限度 貸与期間の1.5倍の間、本市の開設する医療機関等に勤務することで償還を免除	地域包括ケア課 0577-73-6233
42	看護師等修学資金貸与事業	本市の開設する医療機関等の看護師を確保し、安定的な医療を提供します。	看護師、保健師等の大学・養成施設に在籍する学生で、将来本市の開設する医療機関等で勤務しようとする者	修学期間中 月7万円 貸与期間 大学4年、養成施設3年貸与期間の1.5倍の間、本市の開設する医療機関等に勤務することで償還を免除	地域包括ケア課 0577-73-6233
43	看護職員就職準備資金貸付事業	本市の開設する医療機関等の看護師を確保し、安定的な医療を提供します。	看護師・保健師の資格を有し、1ターン、Uターン等により、本市の開設する医療機関等で勤務しようとする者（現に飛騨市に在住者ではない方は対象ではありません）	貸付金 20万円 貸付期間 2年間、本市の開設する医療機関等に勤務することで償還を免除	地域包括ケア課 0577-73-6233

5. 住宅

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
44	住宅新築・購入支援助成金	市内での定住を促し、人口減少の緩和を図るために、市内に住宅を新築又は購入される方に助成金を交付します。 ※「住宅建設等促進助成金」との併用はできません。	H27.4.1からH32.3.31までに、契約を締結し取得の手続きを終えた住宅。 ①転入世帯 ア 市外に1年以上住民登録されている世帯 イ 市外に1年以上住民登録されていて、転入後3年以内の世帯（単身赴任で転出している場合を除く） ②若年世帯 新築者等が満40歳未満である世帯 ③若年世帯を除く三世帯等同居世帯 ④若年世帯を除く新たな三世帯等同居世帯 ・共有名義の場合は、新築者等の持ち分が1/2以上であること。 ・併用住宅の場合は、居住部分が総面積の1/2以上であること。 ・既存住宅の建替えも対象とする。	次の条件区分のうち、対象者が該当する区分の金額を合計した額（最大100万円） ①転入世帯 40万円 ②若年世帯（③④の場合を含む）40万円 ③若年世帯を除く三世帯等同居世帯 10万円 ④若年世帯を除く新たな三世帯等同居世帯 30万円 ⑤市内建築業者施工（建売住宅購入を含む）である場合の加算20万円	都市整備課 0577-73-0153

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
45	住宅建設等促進助成金	市の人口増加ならびに定住促進を目指し、市内に住宅を建設又は購入された方に助成金を交付します。	次のいずれかに該当する方 ①他市町村に居住していた方で、市内に住宅を新築又は購入して転入された方 ②既に市内に居住していたが、自らの住宅を有していなかった方で、市内に住宅を新築又は購入された方 ③都市計画用途地域内、小宅地移転助成対象の方	当該住宅及び住宅用地に係る固定資産税相当額(軽減税額控除後)を住宅取得後初めて固定資産税が課税された年度から3年間助成。 ※長男等が便宜的に新築等により独立する場合は対象外。	都市整備課 0577-73-0153
46	景観形成地区建築物等助成制度	歴史と自然に育まれた飛騨市らしく良好で落ちつきがある都市景観を保全することにより魅力的なまちづくりを推進し、もって後世に残し伝えて行くため補助金を交付します。	①古川町歴史的景観地区、神岡町自然景観融和地区の2地区の中で、景観建築物の新築または、改修等を実施される方 ②都市景観審議会において審査を経たもの	整備経費の1/4以内 【限度額】建物40万円 外構10万円 広告物2.5万円	都市整備課 0577-73-0153
47	賃貸住宅家賃補助金	人口増加と定住促進による地域経済の発展を目的として、市内の民間賃貸住宅に居住する方(転入者、新婚世帯)に対し、賃貸住宅の家賃を奨励金として支給します。	飛騨市民で、引き続き飛騨市に住所を有する意思のある方で次のいずれかの方 ①転入者…転入から1年を経過しておらず、45歳未満で公務員以外の方 ②新婚世帯…婚姻届提出から1年を経過していない夫婦のうち、いずれかが40歳未満であり、かつ、いずれもが公務員以外の世帯	月額家賃から住居手当などを除いた額の1/2以内 【上限額】①転入者 2万円/月 ②新婚世帯 1万円/月 【交付期間】36ヶ月	地域振興課 0577-62-8904
48	勤労者住宅資金融資制度	市内に居住、または居住しようとする勤労者に対し、住宅資金(住宅新築、購入、増改築、及び住宅建設のための土地購入費)を融資することにより、住環境の改善ならびに定住促進を図ります。	次の要件を全て満たす方 ①市内に居住、または居住しようとする勤労者で、同一事業所に1年以上継続勤務している方 ②前年収入が150万円以上400万円以下で自営業者でない方	【融資限度額】2,000万円以内 【融資限度額・償還期間】 ①有担保(2,000万円以内) 35年以内 ②無担保(500万円以内) 20年以内 【利率等】 ・東海ろうきんの店舗表示金利より0.1%引き下げ ・保証料は東海ろうきんが全額負担	商工課 0577-62-8901
49	三世帯同居世帯等支援事業補助金(住宅改修)	三世帯同居等を推進することで、子どもを安心して産み育てられ、高齢者等が安心して暮らせる、健康で幸せな住環境をつくるために、住宅の増改築、リフォーム等を行う方に、費用の一部を補助します。 ※三世帯住宅の新築・購入助成は「住宅新築・購入助成金」をご参照ください。	次の要件を全て満たす方 ①三世帯同居世帯等として本市に住民登録を行い居住している方、または新たに三世帯同居として居住しようとする方 ②1年以上、三世帯同居を続ける見込みの方 ③市内の事業者等と契約する工事 ④平成32年3月末日までに完了する工事 ⑤10万円以上(税込)の工事 ⑥緊急経済対策住宅リフォーム補助金、移住促進住宅改修事業補助金、住宅新築・購入支援助成金を受けていない方 ⑦過去に本補助金を受けていない方	すでに三世帯同居の方 対象事業費の1/3以内 【限度額】30万円 申請時以降に三世帯同居となる方 対象事業費の1/3以内 【限度額】50万円	地域振興課 0577-62-8904
50	高齢者いきいき住宅改善事業補助金	高齢者の居住環境の向上のため、要援護老人等と同居する世帯に対し、住宅改善の資金を助成します。もって、日常生活の利便を図り、在宅での自立生活の促進や家族の負担軽減を図ります。	次の項目を全て満たす方 ①65歳以上の在宅要援護老人規定に該当する方又は介護を要する認知症老人等と同居する方 ②地域ケア会議が住宅改善を必要と認めた者と同居する方 ③当該世帯の生計中心者の前年度所得税課税年額が、7万円未満の世帯に属する方	【限度額】75万円 (介護保険給付分を含む)	地域包括ケア課 0577-73-6233

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
51	高齢者等屋根融雪等整備事業補助金	65歳以上の高齢者世帯や障害を持つ方の世帯において、屋根の除雪対策に改修をされる方に対し、その工事費の一部を助成します。	次のいずれかに該当する世帯 ・満65歳以上の世帯 ・身体障害者手帳の交付を受けた世帯 ・療育手帳の交付を受けた世帯 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた世帯 ・要介護、または要支援と認定された世帯 融雪式・落雪式・高床式・耐雪式	対象経費の2分の1助成 生計中心者の所得に応じて 【限度額】 50万円・40万円・30万円 20万円	地域包括ケア課 0577-73-6233
52	住宅・建築物等耐震化促進事業	地震に強いまちづくりを推進するため、市内建築物等の耐震診断及び耐震補強工事に係る経費の一部を補助します。	①木造住宅耐震診断事業 木造住宅の耐震診断をされる方 ②木造住宅耐震補強工事費補助事業 (一般補強: Isw1.0 簡易補強: Isw0.7) S56年5/31以前に建築された建物で、①の耐震診断後に補強後の評点が1.0以上または、0.7以上となる耐震補強工事をされる方 ③木造住宅耐震補強工事費補助事業(耐震シェルター設置) S56.5.31以前に建築された建物で、①の耐震診断後に耐震シェルターを設置される方 ④建築物耐震診断事業 木造住宅以外の建築物の耐震診断を実施される方 ⑤特定建築物耐震補強工事費補助事業 S56.5.31以前に建築され、3階建て以上かつ床面積1,000㎡以上の建築物を耐震補強される方 ⑥避難所等建築物耐震補強工事費補助事業 飛騨市地域防災計画に避難所等と位置付けられた医療機関・集会場等で、S56年5/31以前に建築された建築物を耐震補強される方	①全額行政負担(自己負担なし) ②120万円を限度に補助 ③30万円を限度に補助 ④耐震診断費用の2/3以内 【限度額】100万円 (事業費算定上の単価限度あり) ⑤補強工事費用(延面積×50,300円を限度)×0.23 ⑥耐震補強工事費用 (延面積×50,300円、限度額1,500万円)の2/3以内	都市整備課 0577-73-0153
53	建築物アスベスト対策事業補助金	建築物でアスベストによる健康被害を予防し、生活環境の保全を図るため、建物のアスベスト含有調査及びアスベスト除去等を行う経費を補助します。	①所有又は管理する建築物の吹付け建材について、アスベスト含有の有無に係る調査を行う場合 ②建築物内の吹付けアスベストの除去を行う場合	①分析機関に支払う費用(消費税を除く) 【限度額】25万円/1棟 ②アスベスト除去等費用(消費税を除く)の2/3以内 【限度額】200万円/1棟	都市整備課 0577-73-0153
54	水洗便所等改造資金融資あっせん助成制度	排水設備工事や水洗便所改造工事を行う方に対し、融資あっせん及び利子補給を行い、水環境の改善や公衆衛生の向上を図ります。	次の要件を満たす方 ①処理区域内にある建築物の所有者 ②市税、下水道受益者負担金等を滞納していないこと ③処理区域となつて3年以内に改造工事を行う方 ④融資を受けた資金の償還能力がある方 ⑤市内に居住する連帯保証人(1人以上)を選出	融資あっせんは200万円以内 (H29年の利率:年2.25%) 利子補給は融資を受けた利子の1/2	水道課 0577-73-7484

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
55	空き家等賃貸住宅改修事業補助金	市内における空き家等の流動化を促進し、定住促進、地域活性化等を図るために、空き家所有者等が当該空き家等を改修工事し、賃貸住宅にする経費を補助します。	次の要件を満たす方 ①空き家等の所有者等で、当該空き家等を賃貸住宅として活用するために改修工事を行う方（個人から空き家等を購入して賃貸を行う、市内の宅地建物取引業者を含む。） ②補助を受けた日から引き続き5年以上、飛騨市空き家等情報提供サイト「飛騨市住むとコネット」に賃貸物件として登録する意思がある方 ③補助を受けた日から5年間は、転売又は2親等以内の親族に賃貸しない方 ④市税等を滞納していない方 ⑤暴力団の構成員及び暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していない方 ⑥飛騨市の改修補助金の交付を受けていない方 ⑦申請年度内に契約、完了する工事 ⑧10万円以上（税込）の工事 ⑨市内の事業者等と契約する工事	対象事業費の1/2以内 【限度額】150万円	地域振興課 0577-62-8904
56	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	河川の水質環境の保全を図るため、対象地域内に住宅建物の50人以下容量の合併処理浄化槽を設置する場合に補助金を交付します。	対象地域：下水道集合処理区域外に居住の方	合併処理浄化槽の設置費用 【限度額】5人槽 35万2千円 7人槽 44万1千円	水道課 0577-73-7484

6. 移住者優遇補助

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
57	移住者への米贈呈事業(米10俵プロジェクト事業)	地域に根付く互助の精神及び気質を市外に発信し、市外からの転入と定着の促進を図るため、移住し住宅を取得された方へ米10俵を贈呈します。	次のいずれにも該当する方 ①転入してから3年以内に、住宅を取得した方 ②「①」に該当になった日から1年を経過していない方 ③市内に2親等以内の親族がいない方 他	1世帯1年度あたり60kgの米を10年間贈呈	地域振興課 0577-62-8904
58	移住促進住宅改修事業補助金	人口の増加、及び移住定住を促進し地域の活性化を図るため、市内に移住定住を希望する方が、生活の本拠とするために空き家を取得し改修工事を行う場合、費用の一部を補助します。	次の要件を全て満たす方 ①転入してから3年以内に、住宅を取得した方 ②「①」に該当になった日から1年を経過していない方 ③申請年度内に契約、完了する工事 ④市内に2親等以内の親族を持たない方 ⑤5年以上居住する見込みの方 ⑥市内の事業者等と契約する工事 ⑦10万円以上（税込）の工事	対象事業費の1/3以内 【限度額】100万円	地域振興課 0577-62-8904
再掲	就職奨励金	市内企業における雇用の確保を図る目的で市内の事業所に就職(学卒・UIターン就職者)された方に対し、奨励金を支給します。	次のいずれかを満たし、市内事業所に1年以上常用労働者として勤務し、引き続き本市民である意思を持つ方（対象外の業種あり） ①学卒者等就職者…中学校、高等学校、大学、各種学校及び職業訓練所を卒業又は中退後、3年以内に飛騨市民として就職した方 ②UIターン就職者…飛騨市に転入と就職を1年以内に行い、就職時の年齢が満45歳以下の方	①学卒者等就職者 7万円 ②UIターン就職者 5万円	商工課 0577-62-8901

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
再掲	住宅新築・購入支援助成金	市内での定住を促し、人口減少の緩和を図るために、市内に住宅を新築又は購入される方に助成金を交付します。 ※「住宅建設等促進助成金」との併用はできません。	H27.4.1 から H32.3.31 までに、契約を締結し取得の手続きを終えた住宅。 ①転入世帯 ア 市外に1年以上住民登録されている世帯 イ 市外に1年以上住民登録されていて、転入後3年以内の世帯（単身赴任で転出している場合を除く） ②若年世帯 新築者等が満40歳未満である世帯 ③若年世帯を除く三世帯等同居世帯 ④若年世帯を除く新たな三世帯等同居世帯 ・共有名義の場合は、新築者等の持ち分が1/2以上であること。 ・併用住宅の場合は、居住部分が総面積の1/2以上であること。 ・既存住宅の建替えも対象とする。	次の条件区分のうち、対象者が該当する区分の金額を合計した額（最大100万円） ①転入世帯 40万円 ②若年世帯（③④の場合を含む）40万円 ③若年世帯を除く三世帯等同居世帯 10万円 ④若年世帯を除く新たな三世帯等同居世帯 30万円 ⑤市内建築業者施工（建売住宅購入を含む）である場合の加算 20万円	都市整備課 0577-73-0153
再掲	賃貸住宅家賃補助金	人口増加と定住促進による地域経済の発展を目的として、市内の民間賃貸住宅に居住する方（転入者、新婚世帯）に対し、賃貸住宅の家賃を奨励金として支給します。	引き続き本市に住所を有する意思のある方で次のいずれかの方 ①転入者…転入から1年を経過しておらず、45歳未満で公務員以外の方 ②新婚世帯…婚姻届提出後1年を経過していない夫婦のうち、いずれかが40歳未満であり、かつ、いずれもが公務員以外の世帯	月額家賃から住居手当などを除いた額の1/2以内 【上限額】 ①転入者 2万円/月 ②新婚世帯 1万円/月 【交付期間】 36ヶ月	地域振興課 0577-62-8904

7. 地域

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
59	LED防犯灯取替補助金	省エネ推進及び防犯灯維持管理費の軽減を目的に、行政区等が維持管理する既存の防犯灯をLEDに取替る経費を補助します。	現在、維持管理している「20W蛍光灯」等の防犯灯をLED化しようとする行政区又は町内会等で構成された団体(市内業者施工。新規防犯灯設置には適用不可。電球のみのLED化も対象外)	1灯につき、取替費用の1/3 【限度額】7,000円/灯 【申請回数】年1回 【制度期間】H30.3.31まで	総務課 0577-73-7461
60	集落有集会施設整備事業補助金	コミュニティのまちづくりを推進するため、地域の中心となる集会施設を新築(増築)する場合に補助金を交付します。	市が集会施設と認め、地域で維持管理する施設	新築(増築)費用の1/3以内 【限度額】3,000万円	教育委員会 生涯学習課 0577-73-7495
61	危険木処理事業補助金	倒木による断水や停電、道路の通行止めなどの災害を防ぎ、市民の安全及び道路等の公益機能の確保を図るため、危険木の伐採費用の一部を補助します。	対象者 市内に危険木を所有する個人または団体 事業箇所 倒木により住宅、市所有公共施設、地区集会場、国・県・市指定文化財、市道、林道、送電線又は通信線に被害を与える恐れのある危険木(胸高直径13cm以上)を伐採する場合。	対象経緯の80%以内	林業振興課 0577-62-8905
62	自主防災組織活動支援補助金	自主防災組織の防災資機材整備促進を図るとともに、防災意識の高揚及び防災知識の普及をもって、災害による被害の防止及び軽減を図ります。	①自主防災組織が防災資機材を購入する場合 ②自主防災組織が防災訓練を実施する場合 ③自主防災組織が地区避難計画書を作成する場合	①防災資機材を購入する経費の1/3以内 【限度額】15万円 ②③防災訓練の実施に要する経費1/2以内 【限度額】5万円 ※それぞれ年1回限りとする	危機管理課 0577-62-8902
63	水洗便所等改造資金特別助成金制度(集会施設)	排水設備工事や水洗便所改造工事を行う行政区等に対し助成金を交付し、水環境の改善や公衆衛生の向上を図ります。	次の要件を満たす行政区等 ①飛騨市行政区等設置条例に規定する行政区等が設置する集会所、広場等 ②処理区域となって3年以内に改造工事を行う行政区等(新築に伴うものは除く)	対象工事費用の1/2【限度額】40万円	水道課 0577-73-7484

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
64	資源回収事業奨励金	廃棄物のうち再生可能な資源の回収事業を実施している団体に対し奨励金を交付します。	PTA、女性団体、子供会等の各種ボランティア団体で、事前に届出のあった団体	次の合計金額とする ①奨励金の対象品目（紙類、繊維類や金属類等）の回収重量(kg)に、原則6円乗じた額 ②資源回収1回につき、3,000円【限度】5回	環境課 0577-73-7482
65	防災士育成事業補助金	地域防災力向上のために活動するほか、災害時に応急活動を行政と共に行うなど防災事業に貢献する防災士の資格を取得しようとする者に補助金を交付する。	①防災士研修講座を受講する者で、受講した年度内に防災士資格取得試験に合格し認証登録を受けた者 ②資格取得後、防災士として市内の自主防災組織等で活動する意思のある者 ③資格を取得した旨の情報を市内の自主防災組織等に提供することに同意する者 ④資格取得に関し、他の助成制度を受けていない者	①講座の受講料 ②防災士資格取得試験受験料 ③防災士資格認定登録料 の合計額【限度額】61,000円	危機管理課 0577-62-8902

8. まちづくり活動等

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
66	市民発明支援事業補助金	市民等による発明及び考案を支援し、もって本市の産業振興を目指します。	市民ならびに個人事業主が、特許権又は実用新案権の出願を行った発明又は考案	出願、出願審査請求、実用新案技術評価書の請求にかかる事務費用【限度額】35万円	地域振興課 0577-62-8904
67	まちづくり活動支援補助金	市民主体・地域主体のまちづくり活動を推進するため、市民活動団体の設立に対して支援を行います。	5人以上の構成員を有し、その過半数が飛騨市内に在住、在勤又は在学し、自主的かつ公益的な事業を行う団体	団体設立に要した事業費の1/2以内【限度額】20万円	地域振興課 0577-62-8904
68	小さなまちづくり応援事業補助金	従来まで行われている市民によるまちづくり活動や、新規に行おうとしているまちづくり活動に対し活動費用を助成することにより、その活動がより多くの市民に波及することを目的としています。 助成金はコンペ方式による応募型とします。 市民が審査する審査会でプレゼンを行っていただき可否を決定するとともに、その活動内容について市民にPRできる効果、活動団体の主催者の顔が見えることによる安心感、活動団体の主催者の更なるやりがいにも期待しています。	【対象団体】 主に市内で活動している団体。ただし、以下の団体は対象外。 ・構成員が3人未満の団体（個人は対象外） ・規約等が整備されていない団体 ・宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体 ・暴力団や暴力団員の統制下にある団体 【対象事業】 以下の全てを満たす事業 ・飛騨市が元気になる事業 ・地域に根付いていくことを目的とした事業 ・助成金の交付決定後に行う事業 ・他の補助金等の交付対象になっていない事業 ただし、特定の団体及び個人の直接的な利益を目的とした事業及び宗教活動や政治活動を目的とした事業を除く ※第1次審査（書類審査）、第2次審査（市民によるコンペ型審査会）を行い、可否を決定します。募集は、年2回程度行われます。	対象事業費の8/10以内 助成上限 30万円	地域振興課 0577-62-8904

10. 観光等

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
69	飛騨市コンベンション等開催支援補助金	飛騨市外から参加者が集まる大会・会議・合宿などのコンベンションを飛騨市内で開催される場合、条件を満たすものに対して、補助を行います。	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンベンションを主催する者 <p>【対象事業】</p> <p>次の要件を全て満たす事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の施設を会場として開催される事業 ・市外からの参加者等が半数以上を占める事業 ・市内の宿泊施設※に宿泊する参加者等が延べ10名以上（スポーツ大会、合宿にあつては50名以上）である事業 ・興行及び営利を目的としない事業 ・市または市からの補助金等の交付を受けている団体から補助金、負担金等を受けていない事業 ・国・地方公共団体によらない事業 ・政治的及び宗教的活動を目的としない事業 <p>※宿泊施設とは、旅館業法第2条に規定するホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業に該当する施設</p>	<p>①大会、会議、学会、研修会、文化芸術活動、スポーツ大会、合宿にかかる宿泊費</p> <p>【補助金の額】宿泊を伴う参加者等一人につき1,000円</p> <p>【補助限度額】100万円</p> <p>ただし、同一主催者（実際に同一主催者であると身なられる場合を含む）が、同種のコンベンションを年度内に複数回開催する場合には、年度内の補助金上限額を100万円とする。</p> <p>②スポーツ大会、スポーツ合宿を除くコンベンションにかかる会場使用料</p> <p>【補助金の額】補助対象経費の10/10以内</p> <p>【補助限度額】コンベンション1回につき上限10万円</p>	観光課 0577-73-7463
70	着地型旅行商品による観光事業促進補助金	地域資源を活用した滞在プログラム・体験メニューにより観光の振興と経済の活性化のため市内の宿泊施設及び食事施設の利用を組み入れた滞在プログラム・体験メニューを実施する者に対し補助金を交付します。	<p>【対象者】</p> <p>旅行業法第3条の規定による登録を受けた市内の旅行業者及び旅行業者代理業者とし、着地型旅行を企画実施した旅行会社とする</p> <p>【対象事業】</p> <p>市内の宿泊施設又は食事施設を利用するものとし宿泊施設の利用については、夕食付きの宿泊に限るものとする。</p> <p>ただし市長が特に認めるときは、この限りでない</p>	<p>次に掲げる額を合算した額で予算の範囲内</p> <p>①旅行企画等に要する経費の2分の1以内で、一企画につき50,000円を限度とする額</p> <p>②着地型旅行に参加した旅行者の人数に次に掲げる単価を乗じた額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の利用を伴う着地型旅行 2,000円/泊 ・自社の宿泊施設の利用を伴う着地型旅行 1,500円/泊 ・食事施設の利用を伴う日帰りの着地型 500円 <p>【制度期間】H30.3.31まで</p>	観光課 0577-73-7463
71	国内旅行者開拓支援事業補助金	民間事業者等による観光客誘致のための活動に対して支援することにより、民間事業者等の自主的な観光客誘致及び市内の広範にわたる誘客活動の推進を目的として補助金を交付します。	<p>【対象者】</p> <p>市内に事業所を有し、観光客誘致に取り組む複数企業によるグループ又は団体で、次に掲げる条件を全て満たすもの</p> <p>①構成員全てが市税等を滞納していないこと</p> <p>②事業内容が公序良俗に反しないものであること</p> <p>※国、県若しくは市又はそれぞれの外郭団体から補助金等を受ける事業については補助事業から除外する</p>	<p>【補助対象経費】</p> <p>①国内旅行者誘致を目的に、旅行商品造成又は手配を行っている旅行者に対する提案のために必要となる企画に関する経費</p> <p>②その他市長が必要と認める経費</p> <p>【補助金の額】</p> <p>補助金対象経費に2分の1を乗じて得た額以内とし、千円未満の端数があるときはその端数を切捨てた額。ただし、5万円を限度とする</p> <p>※人件費、旅費、食糧費（会議における飲食費等）及び消耗品は補助対象外</p>	観光課 0577-73-7463

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
72	外国人旅行者開拓 支援事業補助金	民間事業者等による外国人観光客誘致のための活動を支援することにより、民間事業者等の自主的な外国人観光客誘致活動を推進することを目的とし、市の予算の範囲内で補助金を交付します。	<p>【対象者】</p> 市内に事業所を有し、外国人観光客誘致に取り組む法人、複数企業によるグループ又は団体で、次に掲げる条件を全て満たすもの ①市税等を滞納していないこと ②事業内容が公序良俗に反しないもの	<p>【補助対象経費】</p> 外国人旅行者誘致を目的とした海外での観光展、旅行博又は旅行商談会に参加する費用のうち次に掲げる経費 ①展示会等へ出展するために必要なスペースの確保に要する経費（会場借上料、出展小間料） ②展示会等の出展に必要な装飾工事、電気工事に要する経費 ③展示会等の出展スペース内で使用する機器等のレンタルに要する経費 ④その他展示会等出展登録料等 ⑤展示会等の主会場までの旅費等（宿泊費を含む） ⑥その他、市長が必要と認める経費	<p>観光課 0577-73-7463</p>
73	外国人観光客受入 促進事業補助金	飛騨市を訪れる外国人観光客の利便性を向上させるため、観光施設等における受入体制の整備に取り組む観光事業者等に対して、市の予算の範囲内において飛騨市外国人観光客受入促進事業補助金を交付します。	<p>【対象者】</p> 市内の宿泊施設、飲食店、土産物販売店、観光施設等の外国人観光客が観光目的で利用できる施設を経営できる者とし、次の各号に掲げる要件全てを満たすもの ①市内に事業所を有する法人又は個人 ②宗教活動又は政治活動を目的としないこと ③公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがないもの ④市税等を滞納していないこと	<p>【補助対象経費】</p> ①専門家又はデザイナー等の謝金 ②印刷費 ③翻訳料 ④委託料 ⑤設置工事費 ⑥その他、補助事業の実施に必要な経費であると市長が認めるもの	<p>観光課 0577-73-7463</p>